

広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十八号

広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)
法律名	法律名	法律名	法律名
事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分
手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称
金額	金額	金額	金額
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年度法律第五十七号以下この項において「法」という。) 法第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行の申請に対する審査 法第十七条第二項の規定による適合施設申請手数料の認定の申請に対する審査	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年度法律第五十七号以下この項において「法」という。) 法第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行の申請に対する審査 法第十七条第二項の規定による適合施設申請手数料の認定の申請に対する審査	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年度法律第五十七号以下この項において「法」という。) 法第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行の申請に対する審査 法第十七条第二項の規定による適合施設申請手数料の認定の申請に対する審査	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年度法律第五十七号以下この項において「法」という。) 法第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行の申請に対する審査 法第十七条第二項の規定による適合施設申請手数料の認定の申請に対する審査
輸出証明書発行申請手数料	輸出証明書発行申請手数料	輸出証明書発行申請手数料	輸出証明書発行申請手数料
八七〇円	八七〇円	八七〇円	八七〇円
一 立入調査を行う場合 二 〇、九〇〇円 三 一に掲げる場合以外の場合 四 一〇、四〇〇円			

「法」という。							
---------	--	--	--	--	--	--	--

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
	教育職員免許法(昭和二十二年法律第四十七号)	法第五條第一項及び法第十六條第一項の規定による普通免許状の授与並びに法第五條の二第三項の規定による当該免許状への新教育領域の追加の定め	(略)	(略)		教育職員免許法(昭和二十二年法律第四十七号)	法第五條第一項及び法第十六條第一項及び法第二項並びに第十六條の二第一項及び第二項の規定による普通免許状の授与並びに法第五條の二第三項の規定による当該免許状への新教育領域の追加の定め	(略)	(略)
	法第五條第二項の規定による特別免許状の授与	法第五條第二項の規定による特別免許状の授与	(略)	(略)		法第五條第三項の規定による特別免許状の授与	法第五條第三項の規定による特別免許状の授与	(略)	(略)
	法第五條第五項の規定による臨時免許状の授与及び法第五條の二第三項の規定による当該免許状への新教育領域の追加の定め	法第五條第五項の規定による臨時免許状の授与及び法第五條の二第三項の規定による当該免許状への新教育領域の追加の定め	(略)	(略)		法第五條第六項の規定による臨時免許状の授与及び法第五條の二第三項の規定による当該免許状への新教育領域の追加の定め	法第五條第六項の規定による臨時免許状の授与及び法第五條の二第三項の規定による当該免許状への新教育領域の追加の定め	(略)	(略)
	法第六條第一項の規定による教育職員の検定	法第六條第一項の規定による教育職員の検定	(略)	(略)		法第六條第一項及び第四項の規定による教育職員の検定	法第六條第一項及び第四項の規定による教育職員の検定	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		法第九條の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	法第九條の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間更新手数料	三、〇〇〇円
	(略)	(略)	(略)	(略)		法第九條の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	法第九條の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間延長手数料	一、七〇〇円
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)以下この項において「改正法」という。)附則第一條第二項の規定による免許状更新講習の修了の確認	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)以下この項において「改正法」という。)附則第一條第二項の規定による免許状更新講習の修了の確認	教育職員の免許状更新講習修了確認手数料	三、〇〇〇円
	(略)	(略)	(略)	(略)		改正法附則第二條第三項第三号の規定による免許状更新講習の修了後の期間に係る者の期間確認手数料	改正法附則第二條第三項第三号の規定による免許状更新講習の修了後の期間に係る者の期間確認手数料	認手数料	一、七〇〇円
	(略)	(略)	(略)	(略)		改正法附則第二條第四項の規定による免許状更新講習	改正法附則第二條第四項の規定による免許状更新講習	教育職員の免許状更新講習	一、七〇〇円

<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の項において「法」という。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の項において「法」という。</p>
<p>マンシンの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四号）の項において「法」という。</p>	<p>法第五条の三第一項管理計画認定申請手数料</p>	<p>一 長期修繕計画の数が一である場合 二九、二〇〇円 （当該計画が法第五条の四各号の基準（同条第四号のうち法第三条の二第二項第四号に規定する都道府県等マンシヨン管理適正化推進センターの確認（以下「事前確認」という。）を受けた場合）にあつては、五、二〇〇円</p> <p>二 長期修繕計画の数が二以上である場合 二九、六〇〇円に、一を超える長期修繕計画の数に七、三〇〇円を乗じた額を加えた額（事前確認を受けた場合にあ</p>	<p>（略）</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の項において「法」という。</p>
<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の項において「法」という。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>許状更新講習の修了確認期限の延期 修正法附則第二条第五項の規定による免許状更新講習の受講料の免除</p>
<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の項において「法」という。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>修了確認期限の延期 教育職員の免許状更新講習の受講料免除手数料</p>
<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の項において「法」という。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>三、〇〇〇円</p>

<p>法第五条の六第一項 の規定による管理計 画の更新認定の申請 料に対する審査</p>	<p>法第五条の七第一項 の規定による管理計 画の変更認定の申請 料に対する審査</p>	<p>一 長期修繕計 画の数が一で ある場合 二九、 六〇〇円 (事前確認を 受けた場合に あつては、五、 二〇〇円)</p>	<p>一 長期修繕計 画の数が一で ある場合 1 から6までに 掲げる変更事 項の区分に応 じ当該区分に 定める額を合 算した額 1 管理組合 の運営の基 準に係るも の 四、九〇〇 円</p>
<p>二 長期修繕計 画の数が二以 上である場合 一九、六〇 〇円に、一を 超える長期修 繕計画の数に 一七、三〇〇 円を乗じた額 を加えた額 (事前確認を受 けた場合にあ つては、五、 二〇〇円に、 一を超える長 期修繕計画の 数に二、九〇 〇円を乗じた 額を加えた額</p>	<p>二 長期修繕計 画の数が二以 上である場合 一九、六〇 〇円に、一を 超える長期修 繕計画の数に 一七、三〇〇 円を乗じた額 を加えた額 (事前確認を受 けた場合にあ つては、五、 二〇〇円に、 一を超える長 期修繕計画の 数に二、九〇 〇円を乗じた 額を加えた額</p>	<p>つては、五、 二〇〇円に、 一を超える長 期修繕計画の 数に二、九〇 〇円を乗じた 額を加えた額</p>	<p>1 管理組合 の運営の基 準に係るも の 四、九〇〇 円</p> <p>2 管理規約 の基準に係 るもの 四、〇〇〇 円</p> <p>3 管理組合 の經理の基 準に係るも の 四、七〇〇 円</p> <p>4 長期修繕 計画の作成 又は見直し</p>

九、八〇〇	の基準に係るもの	5	組合員名簿若しくは居住者名簿又は都道府県等マンション管理適正化指針の基準に係るもの	三、〇〇〇	円	6	1から5	までに掲げるもの以外	二、〇〇〇	円	二	長期修繕計画の数が二以上である場合	1から6	までに掲げる変更項の区分に応じ当該区分に定める額を合算した額	1	管理組合の運営の基準に係るもの	四、九〇〇	円に、一を	超える長期修繕計画の数に二、七	〇〇円を乗じた額を加えた額	2	管理規約の基準に係るもの	四、〇〇〇	円に、一を	超える長期修繕計画の数に二、七	〇〇円を乗じた額を加えた額	3	管理組合の經理の基準に係るもの	四、七〇〇	円に、一を	超える長期修繕計画の数に二、八	〇〇円を乗じた額を加えた額
-------	----------	---	---	-------	---	---	------	------------	-------	---	---	-------------------	------	--------------------------------	---	-----------------	-------	-------	-----------------	---------------	---	--------------	-------	-------	-----------------	---------------	---	-----------------	-------	-------	-----------------	---------------



「法」といって

Blank area for text or notes.

宅の場合  
七二、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあつては一九、〇〇〇円)  
住宅性能評価書を添付する場合にあつては一九、〇〇〇円)  
四 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画により増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする住宅が三に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る建築物の床面積の合計の1から8までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額  
1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの  
一六九、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあつては三五、〇〇〇円)  
2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二七一、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあつては五八、〇〇〇円)  
住宅性能評価書を添付す

「法」といって

Blank area for text or notes.

九、〇〇〇円  
四 長期優良住宅建築等計画により増築し、又は改築しようとする住宅が三に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る建築物の床面積の合計の1から8までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額  
1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの  
一六九、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあつては三五、〇〇〇円)  
2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二七一、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合にあつては五八、〇〇〇円)  
住宅性能評価書を添付す

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 〇〇〇円  
 (確認書を添付する場  
 合にあっては九七、〇〇〇円)  
 住宅性能評価書を添付する場  
 合にあっては九七、〇〇〇円)

4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 九五八、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場  
 合にあっては一五五、〇〇〇円)  
 住宅性能評価書を添付する場  
 合にあっては一五五、〇〇〇円)

5 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 一、六四七、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場  
 合にあっては二三七、〇〇〇円)  
 住宅性能評価書を添付する場  
 合にあっては二三七、〇〇〇円)

6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 〇〇〇円

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 〇〇〇円  
 (確認書を添付する場  
 合にあっては九七、〇〇〇円)

4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 九五八、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場  
 合にあっては一五五、〇〇〇円)

5 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 一、六四七、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場  
 合にあっては二三七、〇〇〇円)

6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 〇〇〇円

<p>法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料</p>	<p>(略)</p>
<p>法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>一・二 (略) 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更により増築し、又は</p>	<p>7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、三五五、〇〇〇円</p> <p>8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、三三五、〇〇〇円</p> <p>(確認書を添付する場合にあっては、五八〇、〇〇〇円)</p>
<p>法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>一・二 (略) 長期優良住宅建築等計画の変更により増築し、又は</p>	<p>7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、三五五、〇〇〇円</p> <p>8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、三三五、〇〇〇円</p> <p>(確認書を添付する場合にあっては、五八〇、〇〇〇円)</p>
<p>法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>一・二 (略) 長期優良住宅建築等計画の変更により増築し、又は</p>	<p>7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、三五五、〇〇〇円</p> <p>8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、三三五、〇〇〇円</p> <p>(確認書を添付する場合にあっては、五八〇、〇〇〇円)</p>
<p>法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>一・二 (略) 長期優良住宅建築等計画の変更により増築し、又は</p>	<p>7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、三五五、〇〇〇円</p> <p>8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、三三五、〇〇〇円</p> <p>(確認書を添付する場合にあっては、五八〇、〇〇〇円)</p>
<p>法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>一・二 (略) 長期優良住宅建築等計画の変更により増築し、又は</p>	<p>7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、三五五、〇〇〇円</p> <p>8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、三三五、〇〇〇円</p> <p>(確認書を添付する場合にあっては、五八〇、〇〇〇円)</p>

若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする住宅が一戸建ての住宅の場合、  
 七十二、〇〇〇円  
 （確認書を添付する場合にあつては一九、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合はあつては一九、〇〇〇円）  
 四 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更により増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする住宅が三に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る建築物の床面積の合計の1から8までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額  
 1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの  
 一六九、〇〇〇円  
 （確認書を添付する場合はあつては三五、〇〇〇円）  
 2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 二七一、〇〇〇円

戸建ての住宅の場合、  
 七十二、〇〇〇円  
 （確認書を添付する場合にあつては一九、〇〇〇円）  
 四 長期優良住宅建築等計画の変更により増築し、又は改築しようとする住宅が三に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る建築物の床面積の合計の1から8までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額  
 1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの  
 一六九、〇〇〇円  
 （確認書を添付する場合はあつては三五、〇〇〇円）  
 2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 二七一、〇〇〇円

○○○円  
 (確認書を添付する場合は五八、〇〇〇円)  
 住宅性能評価書を添付する場合は五八、〇〇〇円)  
 つては五八、〇〇〇円)  
 3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを  
 超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 五三五、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合は九七、〇〇〇円)  
 住宅性能評価書を添付する場合は九七、〇〇〇円)  
 つては九七、〇〇〇円)  
 4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを  
 超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 九五八、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合は一五五、〇〇〇円)  
 住宅性能評価書を添付する場合は一五五、〇〇〇円)  
 つては一五五、〇〇〇円)  
 5 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを  
 超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 一、六四七、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合は二三七、〇〇〇円)

○○○円  
 (確認書を添付する場合は五八、〇〇〇円)  
 住宅性能評価書を添付する場合は五八、〇〇〇円)  
 つては五八、〇〇〇円)  
 3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを  
 超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 五三五、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合は九七、〇〇〇円)  
 住宅性能評価書を添付する場合は九七、〇〇〇円)  
 つては九七、〇〇〇円)  
 4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを  
 超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 九五八、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合は一五五、〇〇〇円)  
 住宅性能評価書を添付する場合は一五五、〇〇〇円)  
 つては一五五、〇〇〇円)  
 5 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを  
 超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 一、六四七、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合は二三七、〇〇〇円)



(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第四条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
種別	金額	種別	金額
一五(略)	(略)	一五(略)	(略)
六 選定療養のうち初診及び再診に係る加算料	選定療養であつて初診及び再診に係るものの費用として、七、七〇〇円以内で管理者が定める額	六 選定療養のうち初診及び再診に係る加算料	選定療養であつて初診及び再診に係るものの費用として、五、五〇〇円以内で管理者が定める額
備考(略)	七二十(略)	備考(略)	七二十(略)

### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 令和四年七月一日
- 三 第三条及び第四条の規定 令和四年十月一日